

平成28年11月29日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 86号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 87号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 88号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	18
議案第 89号	市道の路線変更について	19
議案第 90号	市道の廃止について	24
議案第 91号	秩父市税条例等の一部を改正する条例	27
議案第 92号	秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	35
議案第 93号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	36
議案第 94号	秩父市学校設置条例の一部を改正する条例	38
議案第 95号	秩父市秩父宮記念市民会館条例の一部を改正する条例	39
議案第 96号	秩父市芸術文化会館条例を廃止する条例	40
議案第 97号	平成28年度秩父市一般会計補正予算(第3回)	41
議案第 98号	平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)	50
議案第 99号	平成28年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第2回)	54
議案第100号	平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第2回)	57
議案第101号	平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)	59
議案第102号	平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第2回)	61
議案第103号	平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)	63
議案第104号	平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算(第2回)	66

議案第 86 号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 6 第 2 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改める。

附則第 13 項中「100 分の 1.2」を「100 分の 1.35」に、「100 分の 80」を「100 分の 90」改める。

別表第 1 及び別表第 2 を別記のように改める。

第 2 条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条の 6 第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に改める。

附則第 13 項中「100 分の 1.35」を「100 分の 1.275」に、「100 分の 90」を「100 分の 85」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年秩父市条例第 3 号。以下この項において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 4 項から第 6 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 4 項から第 6 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年11月29日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	184,700	221,100	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	186,500	223,000	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	188,300	224,700	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	190,100	226,300	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	191,700	227,900	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	193,500	229,500	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	195,300	231,000	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	197,100	232,600	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	198,700	234,100	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	200,500	235,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	202,300	237,300	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	204,100	238,900	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	205,800	240,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	207,600	241,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	209,400	243,400	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	211,200	244,800	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	212,600	246,300	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	214,400	247,800	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	216,100	249,100	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	217,900	250,500	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	219,600	252,000	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	221,300	253,700	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	222,900	255,400	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	224,500	257,200	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	226,000	258,800	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	227,700	260,600	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	229,300	262,300	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	230,900	264,000	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	232,200	266,000	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	233,700	267,900	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	235,100	269,700	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	236,400	271,500	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	237,700	273,200	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	238,900	275,100	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	239,900	277,000	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	241,100	278,700	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	242,400	280,400	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	243,600	282,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	244,800	284,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	246,100	286,000	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	247,000	287,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	204,000	248,400	289,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	205,300	249,800	291,100	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	206,600	251,300	292,900	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	252,700	294,600	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	254,100	296,300	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	255,500	297,900	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	256,800	299,500	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	258,000	301,200	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	259,300	302,900	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	260,700	304,500	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	262,000	306,200	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	263,300	307,300	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	264,400	308,800	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	219,000	265,700	310,300	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	220,000	267,000	311,900	360,400	377,400	401,500	442,500	
	57	220,600	268,000	313,500	361,300	377,900	401,800	442,800	
	58	221,500	269,100	315,100	362,000	378,500	402,100	443,200	
	59	222,300	270,400	316,700	362,700	379,100	402,400	443,500	
	60	223,200	271,700	318,200	363,400	379,800	402,700	443,800	
	61	223,900	272,800	319,700	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	273,800	320,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	274,800	322,100	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	275,900	323,300	365,800	382,100	403,900		
再任用職員以外の職員	65	227,300	277,100	324,000	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	278,100	324,900	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	279,000	325,700	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	280,000	326,500	368,200	384,300	405,100		

69	230,800	280,700	327,400	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	281,600	327,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	282,300	328,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	283,200	329,300	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	284,200	330,100	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	285,000	330,800	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	285,800	331,500	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	286,600	332,200	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	287,400	332,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	287,900	333,300	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	288,300	333,800	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	288,800	334,400	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	288,900	334,700	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	289,300	335,200	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	289,500	335,600	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	289,900	336,100	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	290,100	336,500	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	290,300	337,000	377,400	390,500			
87	243,500	290,700	337,500	377,800	390,800			
88	244,200	291,000	338,000	378,200	391,000			
89	244,900	291,300	338,300	378,600	391,200			
90	245,400	291,600	338,700	379,100	391,500			
91	245,800	291,900	339,200	379,500	391,800			
92	246,300	292,300	339,600	379,900	392,000			
93	246,600	292,600	339,900	380,200	392,200			
94		293,000	340,300					
95		293,300	340,800					
96		293,700	341,200					
97		293,800	341,400					
98		294,000	341,800					
99		294,400	342,300					
100		294,800	342,700					
101		295,000	342,800					
102		295,300	343,300					
103		295,700	343,700					
104		296,100	344,000					
105		296,300	344,300					
106		296,600	344,700					
107		297,000	345,100					
108		297,300	345,500					
109		297,500	346,000					
110		297,800	346,400					
111		298,200	346,800					
112		298,500	347,200					
113		298,700	347,700					
114		299,100	348,100					
115		299,500	348,400					
116		299,800	348,700					
117		299,900	349,200					
118		300,200						
119		300,500						
120		300,900						
121		301,100						
122		301,300						
123		301,600						
124		301,900						
125		302,300						
126		302,500						
127		302,800						
128		303,100						
129		303,400						
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	279,500	443,000	565,700
	2	282,400	445,300	568,800
	3	285,300	447,600	571,900
	4	288,200	449,900	575,000
	5	291,100	452,200	577,900
	6	294,000	454,500	580,300
	7	296,900	456,800	582,700
	8	299,800	459,100	585,100
	9	302,700	461,400	587,300
	10	305,600	463,700	588,800
	11	308,500	466,000	590,300
	12	311,400	468,300	591,800
	13	314,300	470,600	593,300
	14	317,200	472,900	594,400
	15	320,100	475,100	595,500
	16	323,000	477,400	596,400
	17	325,900	479,700	597,600
	18	328,800	481,900	598,600
	19	331,700	484,100	599,600
	20	334,600	486,300	600,600
	21	337,500	488,300	601,600
	22	340,400	490,400	602,600
	23	343,300	492,500	603,600
	24	346,200	494,600	604,600
	25	349,100	496,700	605,600
	26	352,000	498,800	606,600
	27	354,900	500,900	607,600
	28	357,800	503,000	608,600
	29	360,700	505,100	609,600
	30	363,600	507,100	610,600
	31	366,500	509,100	611,600
	32	369,400	511,100	612,600
	33	372,300	512,900	613,600
	34	375,200	514,700	614,600
	35	378,100	516,600	615,600
	36	381,000	518,500	616,600
	37	383,900	520,200	617,600
	38	386,800	522,000	618,600
	39	389,700	523,800	619,600
	40	392,600	525,600	620,600

41	395,500	527,400	621,600
42	398,400	529,200	622,600
43	401,300	531,000	623,600
44	404,100	532,800	624,600
45	406,800	534,400	625,600
46	409,500	536,200	626,600
47	412,300	537,900	627,600
48	415,000	539,700	628,600
49	417,500	541,300	629,600
50	420,200	542,900	630,600
51	422,900	544,300	631,600
52	425,600	545,900	632,600
53	428,000	547,400	633,600
54	430,500	548,800	634,600
55	432,900	550,200	635,600
56	435,400	551,500	636,600
57	437,600	552,700	637,600
58	440,000	553,700	638,600
59	442,400	554,700	639,600
60	444,800	555,700	640,600
61	446,600	556,700	641,600
62	449,000	557,600	642,600
63	451,400	558,500	643,600
64	453,700	559,400	644,600
65	455,800	560,200	645,600
66	458,100	561,100	646,600
67	460,300	562,000	647,600
68	462,600	562,900	648,600
69	464,800	563,800	649,600
70	467,100	564,700	650,600
71	469,400	565,600	651,600
72	471,600	566,300	652,600
73	473,600	567,200	653,600
74	475,700	568,100	654,600
75	477,800	569,000	655,600
76	479,900	569,900	656,600
77	482,000	570,800	657,600
78	483,800	571,700	658,600
79	485,600	572,600	659,600
80	487,400	573,500	660,600
81	489,100	574,400	661,600
82	490,900	575,300	662,600
83	492,700	576,200	663,600
84	494,500	577,100	664,600
85	496,100	578,000	665,600
86	497,800	578,900	666,600
87	499,600	579,800	667,600
88	501,400	580,700	668,600

	89	503,000	581,600	669,600
	90	504,300	582,500	670,600
	91	505,600	583,400	671,600
	92	506,900	584,300	672,600
	93	508,100	585,200	673,600
	94	509,400	586,100	674,600
	95	510,700	587,000	675,600
	96	512,000	587,900	676,600
	97	513,000	588,800	677,600
	98	513,800	589,700	678,600
	99	514,600	590,600	679,600
	100	515,400	591,500	680,600
	101	516,300	592,400	681,600
	102	517,100	593,300	682,600
	103	518,000	594,200	683,600
	104	518,800	595,100	684,600
	105	519,700	596,000	685,600
	106	520,600	596,900	686,600
	107	521,300	597,800	687,600
	108	522,200	598,700	688,600
	109	523,100	599,600	689,600
	110	523,900	600,500	690,600
	111	524,800	601,400	691,600
	112	525,700	602,300	692,600
	113	526,500	603,200	693,600
	114	527,400	604,100	694,600
	115	528,300	605,000	695,600
	116	529,000	605,900	696,600
	117	529,800	606,800	697,600
	118	530,700	607,700	698,600
	119	531,600	608,600	699,600
	120	532,500	609,500	700,600
	121	533,300	610,400	701,600
	122	534,200	611,300	702,600
	123	535,100	612,200	703,600
	124	536,000	613,100	704,600
	125	536,800	614,000	705,600
	126	537,700	614,900	706,600
	127	538,600	615,800	707,600
	128	539,500	616,700	708,600
	129	540,300	617,600	709,600
	130		618,500	
	131		619,400	
	132		620,300	
	133		621,200	
	134		622,100	
	135		623,000	

再任
用職
員以
外の
職員

136	623,900
137	624,800
138	625,700
139	626,600
140	627,500
141	628,400
142	629,300
143	630,200
144	631,100
145	632,000
146	632,900
147	633,800
148	634,700
149	635,600
150	636,500
151	637,400
152	638,300
153	639,200
154	640,100
155	641,000
156	641,900
157	642,800
158	643,700
159	644,600
160	645,500
161	646,400
162	647,300
163	648,200
164	649,100
165	650,000
166	650,900
167	651,800
168	652,700
169	653,600
170	654,500
171	655,400
172	656,300
173	657,200
174	658,100
175	659,000
176	659,900
177	660,800
178	661,700
179	662,600
180	663,500
181	664,400
182	665,300

	183		666,200	
	184		667,100	
	185		668,000	
	186		668,900	
	187		669,800	
	188		670,700	
	189		671,600	
	190		672,500	
	191		673,400	
	192		674,300	
	193		675,200	
	194		676,100	
	195		677,000	
	196		677,900	
	197		678,800	
	198		679,700	
	199		680,600	
	200		681,500	
	201		682,400	
	202		683,300	
	203		684,200	
	204		685,100	
	205		686,000	
	206		686,900	
	207		687,800	
	208		688,700	
	209		689,600	
	210		690,500	
	211		691,400	
	212		692,300	
	213		693,200	
	214		694,100	
	215		695,000	
	216		695,900	
	217		696,800	
再任用職員		392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,800	194,200	245,900	278,100	325,500
	2	160,400	195,800	247,300	280,100	327,500
	3	162,000	197,400	248,500	282,300	329,700
	4	163,600	199,000	249,900	284,400	331,900
	5	165,200	200,600	251,100	286,600	333,900
	6	166,800	202,200	252,300	288,700	336,100
	7	168,400	203,800	253,500	290,800	338,200
	8	170,000	205,400	254,600	292,900	340,400
	9	171,600	207,000	255,900	294,900	342,300
	10	173,200	208,600	256,900	297,100	344,400
	11	174,800	210,200	257,900	299,200	346,600
	12	176,400	211,800	258,900	301,400	348,700
	13	178,000	213,400	260,200	303,600	350,300
	14	179,600	215,000	261,700	305,500	352,300
	15	181,200	216,600	263,300	307,600	354,200
	16	182,800	218,200	264,800	309,600	356,200
	17	184,400	219,800	266,300	311,700	358,100
	18	186,000	221,400	268,100	313,700	360,100
	19	187,600	223,000	269,900	315,800	362,100
	20	189,200	224,600	271,700	317,900	364,100
	21	190,700	226,000	273,500	319,800	365,900
	22	192,300	227,600	275,300	321,800	367,900
	23	193,900	229,100	277,100	323,700	370,000
	24	195,400	230,700	278,800	325,700	372,100
	25	197,000	232,000	280,600	327,600	373,500
	26	198,700	233,500	282,500	329,500	375,300
	27	200,300	234,900	284,400	331,500	377,100
	28	202,000	236,100	286,200	333,500	378,800
	29	203,600	237,800	288,200	335,000	380,600
	30	205,200	239,200	290,000	336,800	382,100
	31	206,800	240,400	291,800	338,500	383,700
	32	208,400	241,800	293,700	340,300	385,400
	33	209,900	242,900	295,400	342,000	386,700
	34	211,500	244,100	297,100	343,800	388,000
	35	213,200	245,300	298,900	345,700	389,300
	36	214,900	246,500	300,700	347,500	390,500
	37	216,200	247,900	302,200	349,300	391,600
	38	217,700	248,900	303,900	351,000	392,800
	39	219,100	249,900	305,500	352,600	393,900
	40	220,600	251,000	307,100	354,300	395,000
	41	222,000	252,200	308,900	355,500	395,800
	42	223,400	253,600	310,600	356,600	396,600
	43	224,700	255,000	312,200	357,800	397,400
	44	226,000	256,500	313,900	359,000	398,200
	45	227,400	257,900	315,000	360,200	398,600
	46	228,800	259,600	316,400	361,000	399,200
	47	230,300	261,300	317,900	362,200	399,700
	48	231,700	262,900	319,500	363,300	400,100

	49	233,000	264,400	320,900	364,300	400,500
	50	234,300	266,200	322,200	365,300	400,800
	51	235,300	267,900	323,400	366,300	401,100
	52	236,600	269,600	324,700	367,300	401,400
	53	238,000	271,100	325,800	368,100	401,700
	54	239,300	272,800	326,800	368,900	402,000
	55	240,400	274,500	327,900	369,800	402,300
	56	241,700	276,100	328,900	370,700	402,600
	57	243,000	277,800	329,400	371,200	402,900
	58	244,200	279,400	330,300	372,000	403,200
	59	245,400	281,100	331,100	372,800	403,500
	60	246,500	282,800	332,000	373,600	403,900
	61	247,600	284,300	332,800	374,000	404,100
	62	249,000	286,000	333,100	374,700	404,400
	63	250,500	287,700	333,700	375,400	404,700
	64	251,900	289,300	334,400	376,100	405,000
	65	253,500	290,700	335,000	376,500	405,200
	66	254,900	292,300	335,700	377,100	
	67	256,300	293,700	336,400	377,800	
	68	257,600	295,300	337,100	378,400	
	69	258,700	296,700	337,800	378,800	
	70	260,100	298,200	338,300	379,300	
	71	261,500	299,600	338,900	379,800	
	72	262,800	301,100	339,500	380,300	
	73	263,800	302,300	339,800	380,900	
	74	265,100	303,500	340,400	381,400	
	75	266,400	304,700	340,900	382,000	
	76	267,700	306,100	341,500	382,600	
	77	268,600	307,400	342,000	383,100	
	78	269,800	308,600	342,500	383,600	
	79	271,100	309,900	343,000	384,100	
	80	272,400	311,100	343,400	384,600	
	81	273,400	312,500	343,700	384,900	
	82	274,500	313,300	344,000	385,400	
	83	275,500	314,100	344,400	385,800	
	84	276,600	314,900	344,700	386,200	
	85	277,700	315,500	345,200	386,600	
	86	278,700	316,200	345,500		
	87	279,800	316,900	345,800		
	88	280,900	317,500	346,100		
	89	281,700	318,200	346,500		
	90	282,400	318,400	346,800		
	91	282,900	319,000	347,200		
	92	283,700	319,600	347,500		
	93	284,500	320,200	347,900		
	94	285,100	320,700	348,200		
	95	285,700	321,200	348,500		
	96	286,300	321,700	348,800		
	97	287,000	322,300	349,100		
	98	287,500	322,800	349,500		
	99	287,900	323,200	349,900		
	100	288,300	323,700	350,300		

再任職員以外の職員

101	288,500	324,200	350,800		
102	288,700	324,600	351,200		
103	288,900	324,800	351,600		
104	289,100	325,200	352,000		
105	289,500	325,600	352,500		
106	289,700	326,000			
107	289,900	326,400			
108	290,100	326,800			
109	290,500	327,100			
110	290,700	327,300			
111	290,900	327,700			
112	291,200	328,000			
113	291,600	328,200			
114	291,900	328,500			
115	292,100	328,800			
116	292,400	329,100			
117	292,700	329,300			
118	292,900	329,600			
119	293,100	330,000			
120	293,400	330,200			
121	293,700	330,300			
122		330,600			
123		331,000			
124		331,200			
125		331,400			
126		331,800			
127		332,200			
128		332,600			
129		332,800			
再任用職員	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,400	192,800	254,900	276,500	328,800
	2	164,500	194,600	255,900	278,400	330,900
	3	166,600	196,400	256,900	280,300	333,000
	4	168,700	198,200	257,900	282,200	335,200
	5	170,800	200,000	258,900	284,100	337,300
	6	172,900	201,800	259,900	285,900	339,400
	7	175,000	203,600	260,800	287,700	341,600
	8	177,100	205,400	261,900	289,600	343,700
	9	179,200	207,200	262,700	291,400	345,300
	10	181,300	209,000	263,700	293,200	347,300
	11	183,400	210,800	264,500	295,100	349,200
	12	185,500	212,600	265,500	296,900	351,200
	13	187,600	214,400	266,600	298,800	353,200
	14	189,700	216,200	267,400	300,700	355,300
	15	191,800	218,000	268,500	302,500	357,400
	16	193,800	219,800	269,700	304,400	359,400
	17	195,900	221,600	271,000	306,100	361,400
	18	198,200	223,400	272,300	307,700	363,400
	19	200,500	225,200	273,500	309,500	365,500
	20	202,800	227,000	275,000	311,300	367,600
	21	205,200	228,800	276,300	313,100	369,300
	22	206,600	230,600	277,700	314,700	371,400
	23	208,000	232,400	278,900	316,400	373,500
	24	209,400	234,200	280,300	318,100	375,500
	25	210,800	236,000	281,900	319,600	377,500
	26	212,300	237,800	283,500	321,100	379,100
	27	213,800	239,600	285,000	322,700	381,000
	28	215,000	241,400	286,400	324,200	382,900
	29	216,400	242,800	287,700	325,800	384,700
	30	217,900	244,100	289,500	327,200	386,400
	31	219,400	245,300	291,300	328,700	388,300
	32	220,900	246,600	293,000	330,300	390,100
	33	222,300	247,700	294,600	331,600	391,800
	34	224,000	248,800	296,200	333,100	393,500
	35	225,700	249,700	297,800	334,500	395,300
	36	227,400	250,600	299,500	336,000	397,000
	37	228,800	251,900	300,900	337,600	398,600
	38	230,500	253,000	302,400	339,100	400,300
	39	232,200	253,800	304,000	340,700	402,100
	40	233,900	254,800	305,600	342,200	403,900
	41	235,500	255,600	307,100	343,900	405,400
	42	236,900	256,500	308,500	345,500	406,900
	43	238,200	257,500	310,000	347,000	408,400

	44	239,300	258,400	311,600	348,600	409,700
	45	240,600	259,300	313,200	349,800	410,800
	46	241,700	260,300	314,600	351,300	411,900
	47	242,600	261,200	316,000	352,800	413,000
	48	243,700	262,200	317,500	354,200	414,200
	49	244,800	263,400	318,500	355,800	415,500
	50	245,900	264,700	319,900	356,800	416,600
	51	246,800	265,900	321,300	358,300	417,800
	52	247,900	267,200	322,800	359,600	418,900
	53	248,600	268,400	323,900	361,000	420,100
	54	249,500	269,900	325,300	362,400	421,100
	55	250,400	271,500	326,600	363,700	422,200
	56	251,300	272,900	327,900	365,100	423,300
	57	252,100	274,500	329,300	366,600	424,400
	58	253,100	276,000	330,700	367,800	424,900
	59	254,000	277,300	332,100	368,900	425,500
	60	255,000	278,600	333,400	370,100	425,900
	61	256,000	280,200	334,300	371,200	426,500
	62	257,200	281,600	335,600	372,100	427,000
	63	258,400	283,100	336,800	373,100	427,400
	64	259,600	284,500	338,100	374,100	427,900
	65	260,700	286,100	339,200	374,700	428,500
	66	262,200	287,600	340,100	375,500	428,900
	67	263,600	289,100	341,300	376,300	429,200
	68	265,000	290,700	342,600	377,100	429,500
	69	266,600	292,000	343,700	377,800	429,900
	70	268,200	293,400	344,900	378,500	
	71	269,700	294,900	346,100	379,300	
	72	271,200	296,400	347,200	380,000	
	73	272,600	297,700	348,200	380,600	
	74	274,100	299,000	349,200	381,200	
	75	275,600	300,300	350,300	381,900	
	76	276,900	301,700	351,400	382,500	
	77	278,500	303,200	352,200	383,200	
	78	280,000	304,500	353,300	383,700	
	79	281,500	305,900	354,400	384,300	
	80	283,000	307,300	355,500	384,800	
再任 用職 員以 外の 職員	81	284,100	308,300	356,200	385,200	
	82	285,600	309,500	357,000	385,800	
	83	287,100	310,700	357,800	386,300	
	84	288,500	312,100	358,500	386,600	
	85	289,700	313,200	359,100	386,900	
	86	291,100	314,500	359,600	387,400	
	87	292,400	315,800	360,200	387,800	
	88	293,700	317,000	360,700	388,100	
	89	295,200	318,300	361,300	388,400	
	90	296,500	319,600	361,800	388,900	

91	297,700	320,900	362,400	389,400
92	299,000	322,200	362,900	389,800
93	299,700	322,900	363,300	390,100
94	300,900	324,000	363,700	390,500
95	302,000	325,100	364,300	391,000
96	303,200	326,000	364,800	391,400
97	304,300	327,300	365,100	391,800
98	305,500	328,000	365,600	
99	306,700	329,100	366,000	
100	307,800	330,300	366,300	
101	309,100	331,400	366,900	
102	310,300	332,600	367,400	
103	311,500	333,700	367,900	
104	312,700	334,900	368,400	
105	313,500	336,000	369,000	
106	314,200	337,100	369,500	
107	314,900	338,100	370,000	
108	315,500	339,200	370,400	
109	316,200	340,100	371,000	
110	316,500	341,100	371,500	
111	317,100	342,000	372,000	
112	317,800	343,000	372,500	
113	318,200	344,000	373,100	
114	318,800	344,800	373,500	
115	319,400	345,600	374,000	
116	320,000	346,400	374,500	
117	320,400	347,000	375,100	
118	320,900	347,600		
119	321,400	348,300		
120	321,900	348,900		
121	322,300	349,300		
122	322,700	349,700		
123	323,000	350,200		
124	323,300	350,600		
125	323,700	351,100		
126	324,100	351,500		
127	324,500	352,000		
128	324,800	352,400		
129	325,000	352,700		
130	325,300	353,200		
131	325,700	353,600		
132	325,900	353,900		
133	326,100	354,400		
134	326,400	354,900		
135	326,700	355,400		
136	327,000	355,900		
137	327,200	356,400		

138	327,500	356,900			
139	327,900	357,400			
140	328,100	357,800			
141	328,200	358,200			
142	328,500	358,600			
143	328,900	359,100			
144	329,100	359,600			
145	329,400	360,000			
146	329,800	360,500			
147	330,200	361,000			
148	330,600	361,500			
149	330,900	361,800			
150	331,300				
151	331,700				
152	332,100				
153	332,400				
154	332,800				
155	333,100				
156	333,500				
157	333,800				
158	334,200				
159	334,600				
160	335,000				
161	335,300				
162	335,700				
163	336,100				
164	336,500				
165	336,800				
再任用職員	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第 87 号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年秩父市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 212.5」を「100 分の 222.5」に改める。

第 2 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 202.5」を「100 分の 207.5」に、「100 分の 222.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 88 号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年秩
父市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 212.5」を「100 分の 222.5」に改め
る。

第 2 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 202.5」を「100 分の 207.5」に、「1
00 分の 222.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日か
ら施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 89 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点	重要な 経過地
		終 点	
久那 1 1 0 号線	旧	秩父市久那字天神前 1 5 8 0 番 1 地先	
		秩父市久那字田中 2 1 6 8 番 1 地先	
	新	秩父市久那字天神前 1 5 8 0 番 1 地先	
		秩父市久那字山王 2 3 3 8 番 2 地先	
大田 4 6 3 号線	旧	秩父市品沢字境沢 1 3 4 7 番 3 地先	
		秩父市品沢字境沢 1 3 2 5 番 1 地先	
	新	秩父市品沢字境沢 1 3 4 7 番 3 地先	
		秩父市品沢字境沢 1 3 3 5 番地先	

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

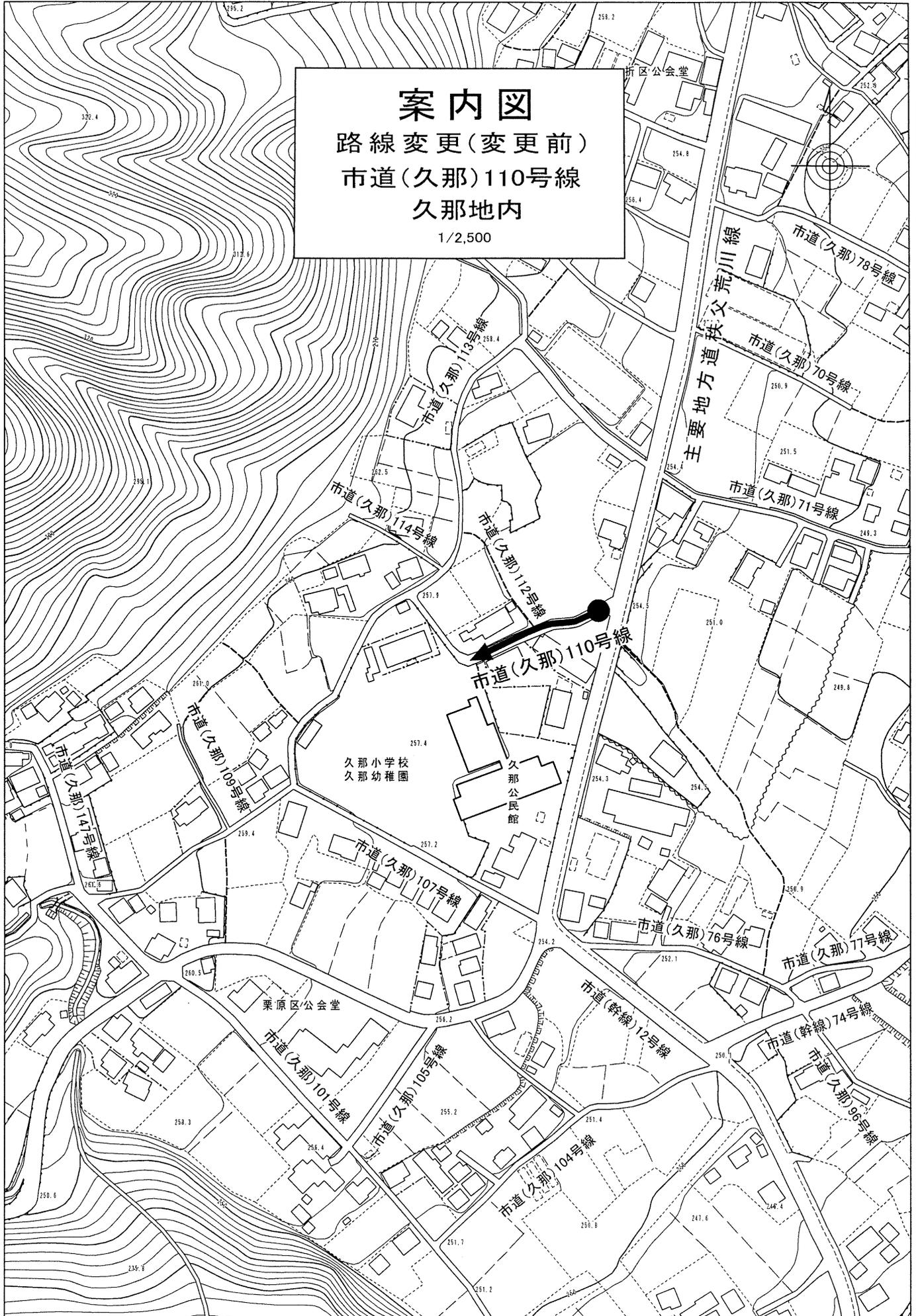
提案理由

路線を変更して管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図

路線変更(変更前)
市道(久那)110号線
久那地内

1/2,500



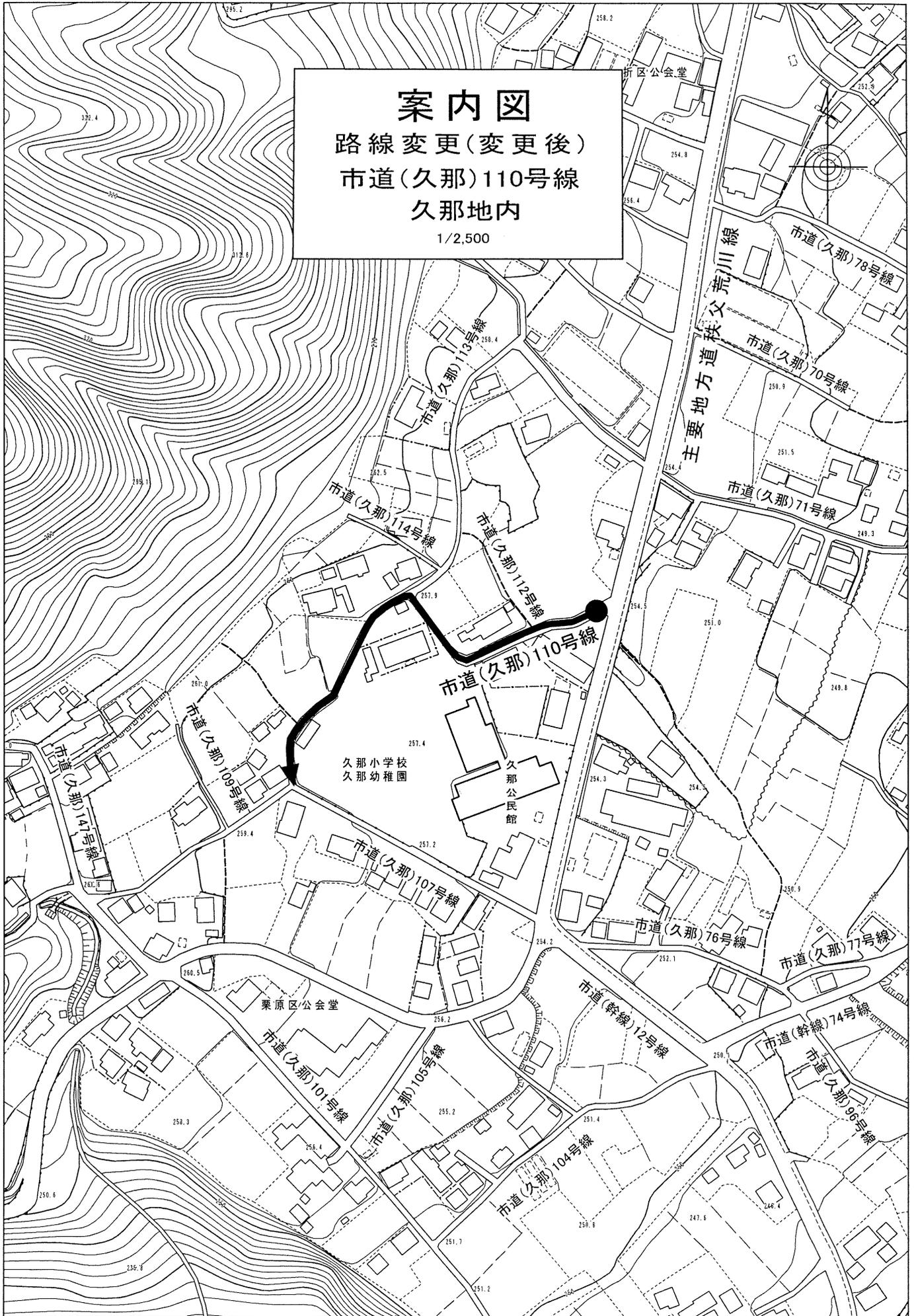
案内図

路線変更(変更後)

市道(久那)110号線

久那地内

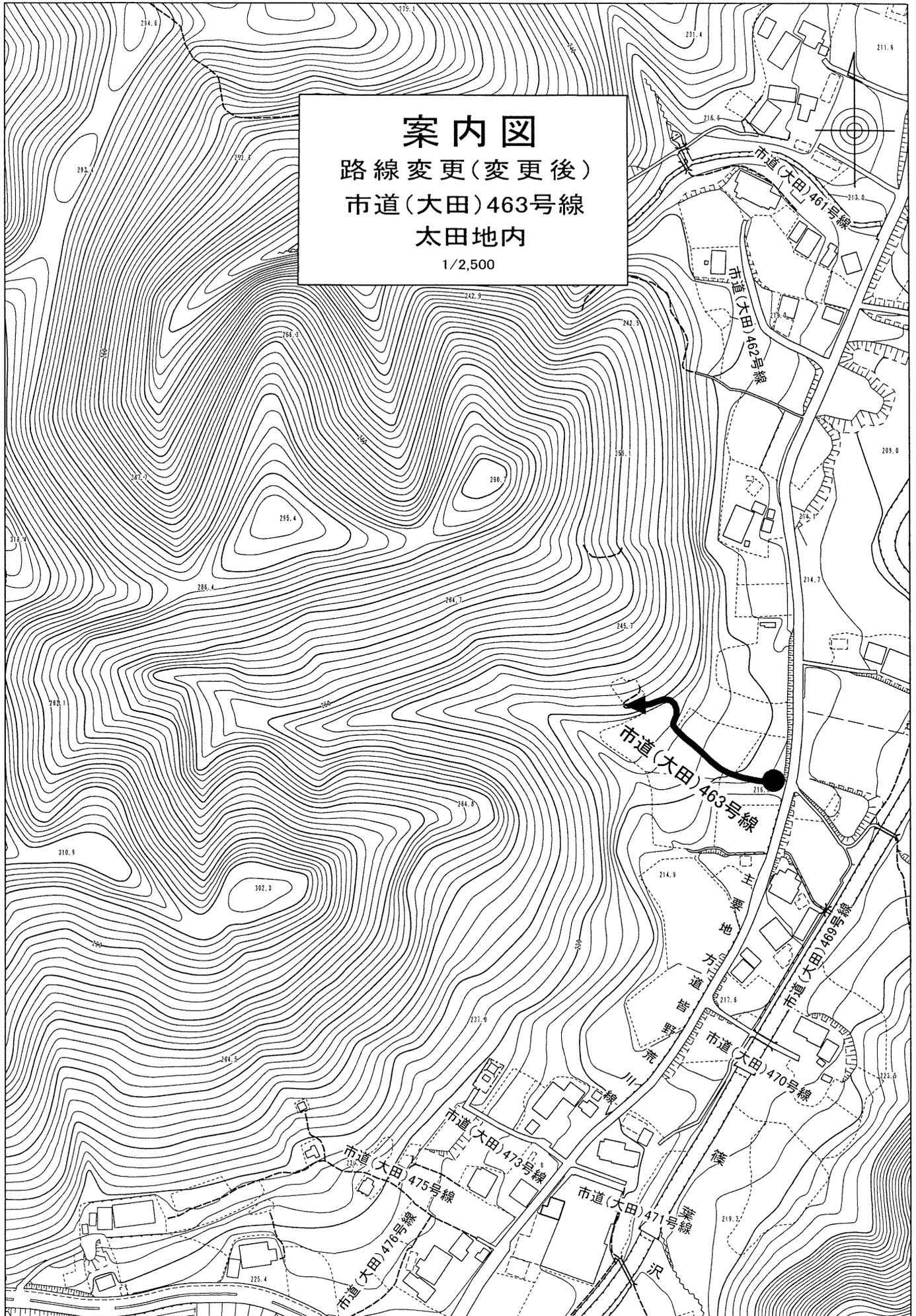
1/2,500



案内図
路線変更(変更前)
市道(大田)463号線
太田地内
1/2,500



案内図
路線変更(変更後)
市道(大田)463号線
太田地内
1/2,500



議案第 90 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
中央 16 号線	秩父市滝の上町 3836 番 1 地先	
	秩父市滝の上町 3837 番 4 地先	
別所 19 号線	秩父市別所字中鈴間 56 番地先	
	秩父市別所字中鈴間 57 番 1 地先	
別所 20 号線	秩父市別所字中鈴間 62 番 2 地先	
	秩父市別所字中鈴間 56 番地先	

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により提出する。

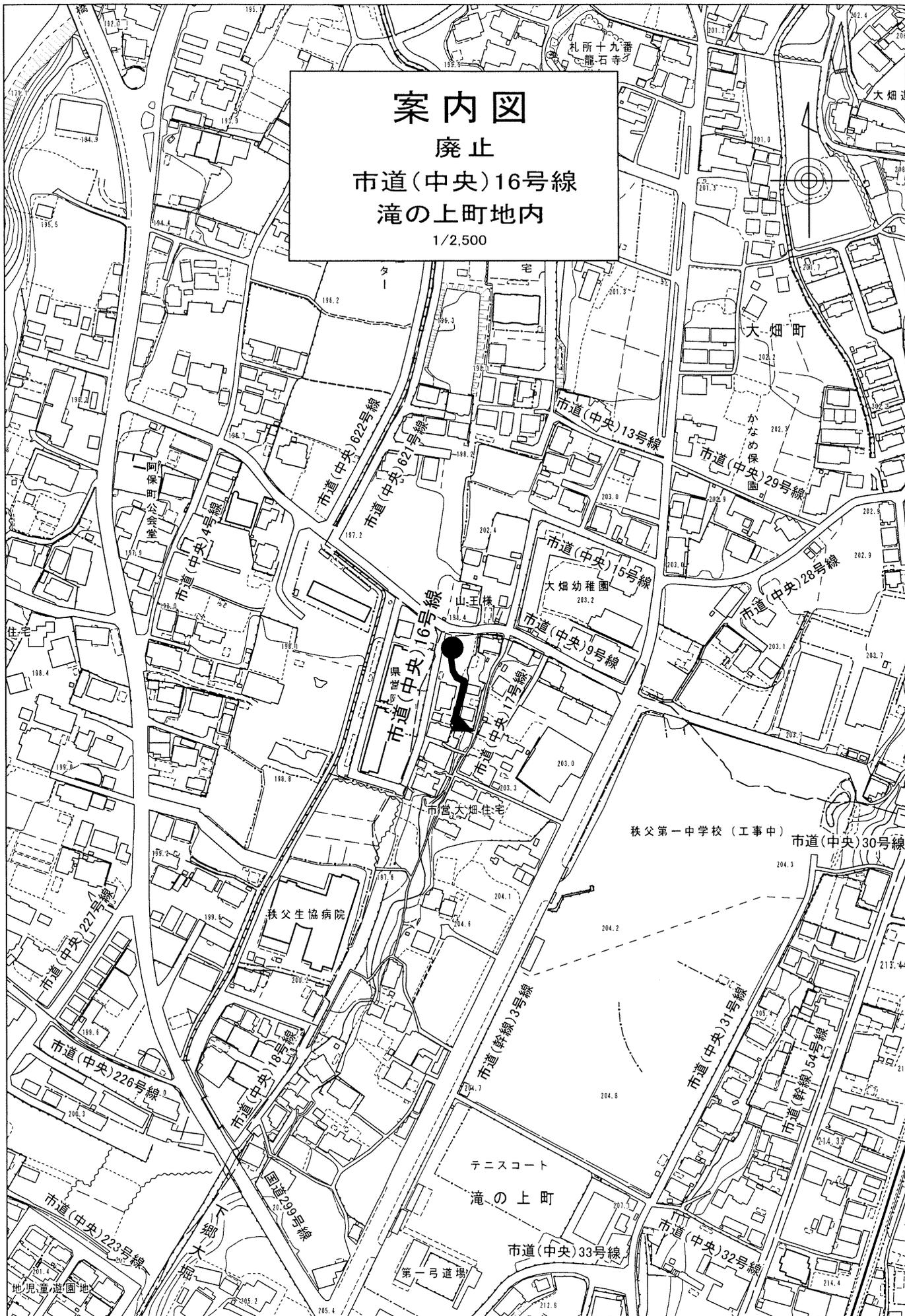
案内図

廃止

市道(中央)16号線

滝の上町地内

1/2,500



案内図

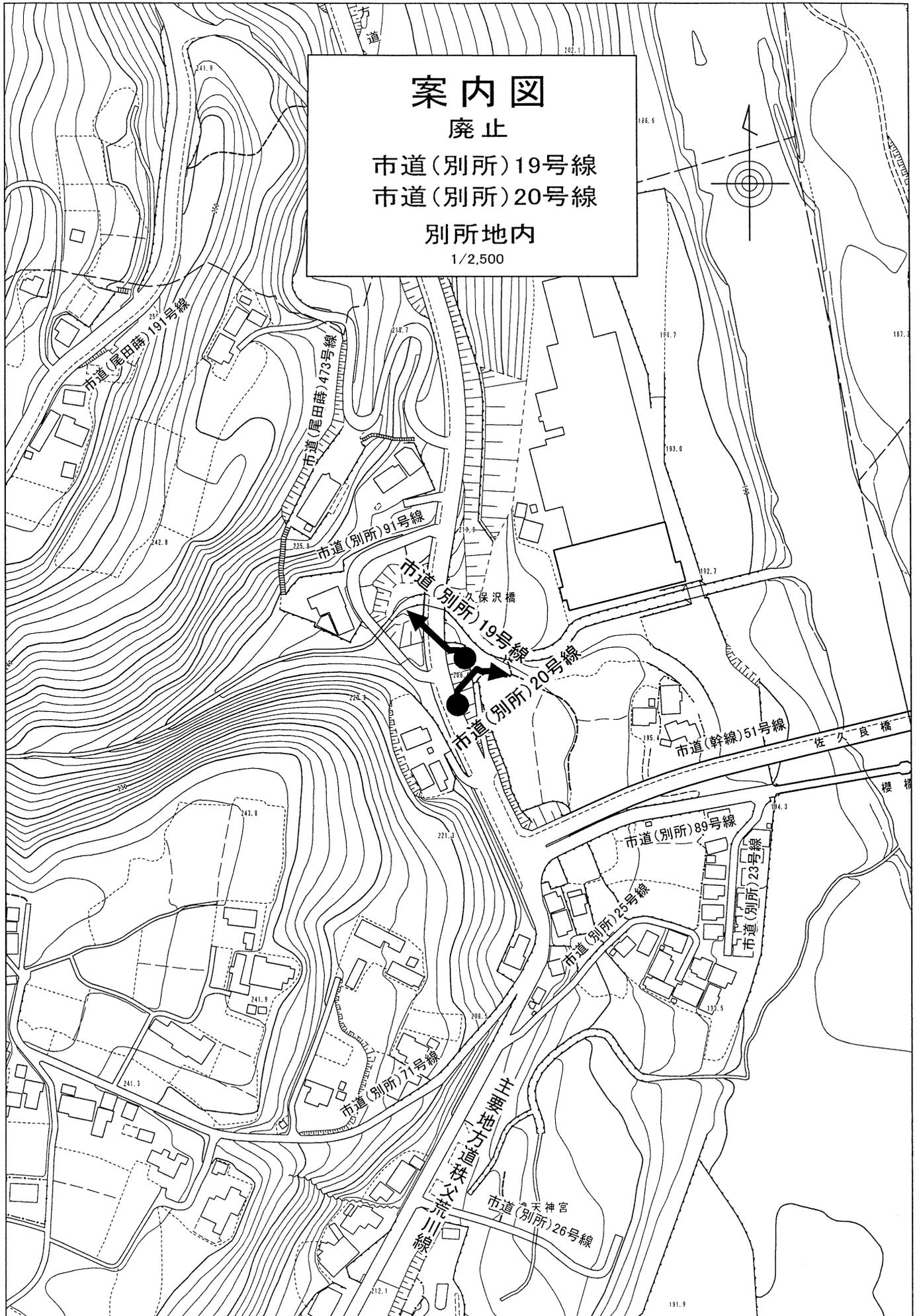
廃止

市道(別所)19号線

市道(別所)20号線

別所地内

1/2,500



議案第91号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例(平成17年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4の2第1項中「(平成7年法律第105号)」を削る。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延

滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたと

きは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第1項第5号中「特定非営利活動促進法」の次に「(平成10年法律第7号)」を加える。

第90条第3項中「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改める。

第91条第8項中「き損し」を「毀損し」に、「ま滅した」を「摩滅した」に改め、同項後段中「き損」を「毀損」に改める。

附則第13条の2を削る。

附則第14条中「附則第13条」を「前条」に改める。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する

場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利

- 子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の

額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、秩父市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者

等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

平成28年11月29日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する期間について規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第92号

秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秩父市デイサービスセンター条例（平成27年秩父市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市大滝デイサービスセンターの項を削る。

第3条ただし書を削る。

第4条第1項第1号中「（秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、日曜日及び土曜日）」を削り、同項第3号中「（秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで）」を削る。

第5条中「（秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、午前10時から午後3時まで）」を削る。

第6条中「（秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、10人）」を削る。

第7条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

利用状況等を勘案し、平成29年3月31日をもって秩父市大滝デイサービスセンターを廃止したく、関係条文を整理したいため。

議案第 93 号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成 17 年秩父市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 14 項を第 16 項とし、第 13 項を第 15 項とし、第 12 項を第 14 項とし、第 11 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 21 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 21 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秩父市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の施行による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭和37年法律第144号)の一部改正に伴い、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第94号

秩父市学校設置条例の一部を改正する条例

秩父市学校設置条例（平成17年秩父市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市立吉田小学校太田部分校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立吉田小学校太田部分校を閉校したく、関係条文を整理したいため。

議案第 95 号

秩父市秩父宮記念市民会館条例の一部を改正する条例

秩父市秩父宮記念市民会館条例（平成 28 年秩父市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次の 2 項を加える。

7 特別に電気を使用した場合は、この表又は前 3 項の規定による使用料とは別に、その実費相当額を徴収する。

8 附属設備及び備品の使用料は、規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父宮記念市民会館の供用を開始するにあたり、実費相当額の徴収について規定するほか、附属設備及び備品の使用料の額について規則で定めたいため。

議案第 96 号

秩父市芸術文化会館条例を廃止する条例

秩父市芸術文化会館条例（平成 18 年秩父市条例第 17 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 3 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成 29 年 4 月 23 日までの間における常設展示室の管理及び利用については、なお従前の例による。

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父宮記念市民会館及び秩父市役所本庁舎の完成に伴い、芸術の創造及び普及の場が移転すること等により、秩父市芸術文化会館を閉館したいため。

議案第97号

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

平成28年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,047,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年11月29日提出

秩父市長 久喜邦康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,843,424	226,133	4,069,557
	1 国庫負担金	2,703,714	1,381	2,705,095
	2 国庫補助金	1,124,841	224,752	1,349,593
15 県支出金		1,817,834	8,804	1,826,638
	2 県補助金	650,810	8,804	659,614
17 寄附金		206,286	10,100	216,386
	1 寄附金	206,286	10,100	216,386
21 市債		4,599,724	68,100	4,667,824
	1 市債	4,599,724	68,100	4,667,824
歳入合計		33,734,173	313,137	34,047,310

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		230,699	4,321	235,020
	1 議 会 費	230,699	4,321	235,020
2 総 務 費		7,805,184	△75,597	7,729,587
	1 総務管理費	7,186,750	△47,011	7,139,739
	2 徴 税 費	369,544	△29,376	340,168
	3 戸籍住民基本台帳 費	162,474	△510	161,964
	4 選 挙 費	65,331	△1,310	64,021
	6 監査委員費	16,528	2,610	19,138
3 民 生 費		10,054,208	184,054	10,238,262
	1 社会福祉費	5,290,294	197,047	5,487,341
	2 児童福祉費	3,523,873	△16,443	3,507,430
	3 生活保護費	1,221,173	4,410	1,225,583
	4 国民年金費	17,561	△1,460	16,101
	5 災害救助費	1,307	500	1,807
4 衛 生 費		2,611,741	△20,198	2,591,543
	1 保健衛生費	944,550	△16,370	928,180
	2 病院事業費	278,336	△158	278,178
	3 清 掃 費	581,756	△3,670	578,086
6 農林水産業費		571,724	△2,558	569,166
	1 農 業 費	282,696	△2,454	280,242
	2 林 業 費	289,028	△104	288,924
7 商 工 費		583,930	11,740	595,670
	1 商 工 費	583,930	11,740	595,670
8 土 木 費		2,706,252	△27,186	2,679,066
	1 土木管理費	238,520	△5,240	233,280
	2 道路橋りょう費	1,358,546	△12,376	1,346,170
	4 都市計画費	928,305	△3,370	924,935
	5 住 宅 費	117,851	△6,200	111,651
9 消 防 費		1,104,685	10,000	1,114,685
	1 消 防 費	1,104,685	10,000	1,114,685
10 教 育 費		2,426,757	76,001	2,502,758
	1 教育総務費	393,794	5,878	399,672
	2 小学校費	592,340	95,241	687,581
	4 幼稚園費	206,334	3,480	209,814
	5 社会教育費	488,871	△24,704	464,167
	6 保健体育費	504,705	△3,894	500,811

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		2,157,350	150,000	2,307,350
	1 基金費	2,157,350	150,000	2,307,350
14 予備費		357,809	2,560	360,369
	1 予備費	357,809	2,560	360,369
歳出合計		33,734,173	313,137	34,047,310

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館舞台技術管理業務委託料	平成29年度から 平成31年度まで
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金 (平成28年度交付決定者分)	平成29年度から 平成32年度まで

(単位：千円)

限 度 額
66,096
15,133

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
10 小学校校舎空調整備事業費	106,700	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	174,800	補正前に同じ。		

議案第98号

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,800,274千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,840,521	41,000	1,881,521
	1 国庫負担金	1,370,174	32,000	1,402,174
	2 国庫補助金	470,347	9,000	479,347
6 県支出金		559,445	9,000	568,445
	2 県補助金	506,760	9,000	515,760
7 共同事業交付金		1,910,176	50,000	1,960,176
	1 共同事業交付金	1,910,176	50,000	1,960,176
9 繰入金		720,053	1,758	721,811
	1 他会計繰入金	720,052	1,758	721,810
歳入合計		8,698,516	101,758	8,800,274

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		98,401	1,758	100,159
	1 総務管理費	93,991	1,758	95,749
2 保険給付費		5,296,937	100,000	5,396,937
	1 療養諸費	4,648,520	60,000	4,708,520
	2 高額療養費	605,300	40,000	645,300
4 前期高齢者納付金 等		682	6	688
	1 前期高齢者納付金 等	682	6	688
10 諸支出金		41,242	14,230	55,472
	1 償還金及還付加算 金	6,201	14,230	20,431
11 予備費		78,862	△14,236	64,626
	1 予備費	78,862	△14,236	64,626
歳 出 合 計		8,698,516	101,758	8,800,274

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,175	△4,010	73,165
	1 施設管理費	77,117	△4,010	73,107
4 予備費		23,000	4,010	27,010
	1 予備費	23,000	4,010	27,010
歳 出 合 計		141,060	0	141,060

議案第 99 号

平成 28 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 28 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,549 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,097,380 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,364,014	4,161	1,368,175
	2 国庫補助金	411,062	4,161	415,223
3 支払基金交付金		1,537,998	5,600	1,543,598
	1 支払基金交付金	1,537,998	5,600	1,543,598
4 県支出金		817,750	1,918	819,668
	2 県補助金	22,658	1,918	24,576
6 繰入金		895,336	△15,228	880,108
	1 一般会計繰入金	895,336	△15,228	880,108
歳入合計		6,100,929	△3,549	6,097,380

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		188,639	△16,822	171,817
	1 総務管理費	120,504	△16,822	103,682
3 地域支援事業費		155,690	17,019	172,709
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	95,126	20,000	115,126
	3 包括的支援事業・任意事業費	45,692	△2,981	42,711
5 諸支出金		175,183	130	175,313
	1 償還金及還付加算金	95,342	130	95,472
6 予備費		45,575	△3,876	41,699
	1 予備費	45,575	△3,876	41,699
歳 出 合 計		6,100,929	△3,549	6,097,380

議案第100号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		807,171	△8,370	798,801
	1 総務費	426,549	△2,560	423,989
	2 公共下水道築造事業費	380,622	△5,810	374,812
3 予備費		32,326	8,370	40,696
	1 予備費	32,326	8,370	40,696
歳出合計		1,310,542	0	1,310,542

議案第101号

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業 費		104,411	199	104,610
	1 総務費	104,411	199	104,610
3 予備費		11,464	△199	11,265
	1 予備費	11,464	△199	11,265
歳出合計		162,436	0	162,436

議案第102号

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,985	△171	13,814
	1 総務管理費	13,985	△171	13,814
5 予備費		9,425	171	9,596
	1 予備費	9,425	171	9,596
歳出合計		252,737	0	252,737

議案第103号

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		50,000	10,000	60,000
	1 使用料	50,000	10,000	60,000
歳 入 合 計		210,049	10,000	220,049

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場費		86,944	6,154	93,098
	1 事業費	86,944	6,154	93,098
2 予備費		123,105	3,846	126,951
	1 予備費	123,105	3,846	126,951
歳 出	合 計	210,049	10,000	220,049

議案第104号

平成28年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成28年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,124,829 千円	△158 千円	3,124,671 千円
第2項 医業外収益	166,723 千円	△158 千円	166,565 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,350,670 千円	△52,535 千円	3,298,135 千円
第1項 医業費用	3,287,170 千円	△52,535 千円	3,234,635 千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,919,661 千円	△52,535 千円	1,867,126 千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）救急医療等			
負担金・補助金	196,831 千円	△158 千円	196,673 千円

平成28年11月29日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康